

(平成19年12月17日市長決裁)

蓮田市健康カレンダー広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、蓮田市広告掲載要綱（平成19年11月2日市長決裁。以下「要綱」という。）第3条第1項の規定により市が発行する蓮田市健康カレンダー（以下「健康カレンダー」という。）に有料で広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 健康カレンダーとは、保健事業の周知を目的とし、4月1日から翌年3月31日までの1年間の各種保健事業の日程等を掲載した発行物をいう。

(掲載の規制)

第3条 要綱第4条第1項第9号の不適當であると市長が認めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの

ク 社会的に不適切なもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現

ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想及び想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

(広告の規格及び掲載位置等)

第4条 広告掲載の規格、掲載位置、枠数及び及び刷色は、次のとおりとする。

(1) 規格 縦55ミリメートル×横50ミリメートル(1枠当り)

(2) 掲載位置 市長が別に定める位置

(3) 掲載枠数 市長が別に定める数

(4) 刷色 単色

(募集方法等)

第5条 広告の募集は、毎年1月に翌年度の募集を行うものとする。

2 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、蓮田市健康カレンダー広告掲載申込書(様式第1号)及び広告の原稿を、広告の掲載開始希望日の2か月前までに市長に提出するものとする。

(掲載料金)

第6条 広告の掲載料金は、30,000円とする。

(選定方法)

第7条 市長は、前条に規定する申込書が提出されたときは、申込内容を審査し、その適否を決定しなければならない。ただし、申込者又は広告内容等が要綱第4条に規定する基準に該当するおそれがあるため必要と認めるときは、要綱第5条に規定する蓮田市広告審査委員会の審査を経て、その可否を決定しなければならない。

2 前項の規定により掲載の可否を決定したときは、蓮田市健康カレンダー広告掲

・不掲載決定通知書（様式第２号）により、申込者に通知するものとする。

３ 掲載を適当と認める申込みが掲載枠数を超えたときは、蓮田市広告審査委員会の委員長の立会いのもと健康福祉部健康増進課職員の抽選により決定するものとする。

４ 前項の場合において、市長が別に定める範囲内において、より多くの区画数での申込者を優先するものとする。

（納付方法）

第８条 広告の掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告の掲載料金を一括で納入しなければならない。

（掲載料金の還付）

第９条 納入された広告の掲載料金は還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

（掲載の取消し）

第１０条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（１）広告の掲載料金を指定する期日までに納入しなかったとき。

（２）広告の原稿を指定する期日までに提出しなかったとき。

（３）広告の内容が、法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

（４）広告主が、法令に違反し、又は重大な反社会的行為を行う等、健康カレンダーに広告を掲載することが適当でないと認められる行為を行ったとき。

（５）その他市長が必要があると認めたとき。

（掲載の取消しに伴う費用負担）

第１１条 前条の規定により取消しを行った場合に、取消しに伴う費用が納入された掲載料金を超えたときは、超えた部分の額は広告主の負担とする。

（広告主の責任）

第１２条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

２ 広告の作成に係る経費は、広告主が負担する。

（その他）

第１３条 この基準に定めるもののほか、健康カレンダーの広告の掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この基準は、平成１９年１２月１７日から施行する。